

令和8年度SS災害時情報収集システムの利用に係る役務請負業務に係る仕様書

1. 目的

災害（地震、津波等）時において、被災地域の「サービスステーション（以下「SS」という。）」の営業状況、被害状況等を早期に収集した上で、住民が必要とするSSの営業状況等を効果的かつ効率的に発信することにより、住民によるパニックバイや特定のSSへの殺到による道路渋滞等を抑制することは、被災地域における石油製品の安定供給を確保するために極めて重要である。

災害時情報収集システム（以下「システム」という。）は、災害時においてSSの営業状況等を迅速かつ効率的に収集するとともに、インターネット上の外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）でアクセス可能な地図サービスと連携することで、収集したSSの営業状況等を効果的かつ効率的に発信するためのものであり、本仕様書は、その利用等に係るサービス（以下「本サービス」という。）を調達するものである。

2. システム利用者数等

(1) 報告対象SS（ID数＝約24,700）

- ・中核SS 約1,600拠点
- ・小口燃料配送拠点 約500拠点
- ・住民拠点SS 約15,000拠点
- ・その他SS 約7,600拠点

報告対象者は、1拠点1IDとし、責任者クラスを想定。

(2) 管理者（ID数＝200）

- ・資源エネルギー庁燃料流通政策室 3
- ・各経済産業局担当課 12（8経済産業局×1+3）
- ・都道府県防災担当課 47（47都道府県）
- ・全国石油商業組合連合会 1
- ・都道府県石油商業組合 47（47石油商業組合）
- ・石油連盟 1
- ・石油元売会社 18
- ・NEXCO東日本・中日本・西日本 44
- ・その他 27

3. 求められる機能及び作業内容

以下の仕様を満たすシステムを提供すること。

(1) 災害の設定

① 地震発生時

国内で震度5強以上の地震が発生した場合、受注者は、管理者のメールアドレス宛てに発生状況を通知するとともに、報告事象をシステム上で設定し、報告対象SSがウェブサイト上で報告し、管理者が集計できる機能を提供すること。なお、外部に公開するウェブサイトを構築する場合は政府ドメイン「go.jp」を取得すること。

② 大津波警報発令時

上記、地震発生時に連動して発生する大津波警報は、上記の運用に含めるが、大津波警報が独立して発令されるケース等（沿岸部や海外で発生した地震による場合を想定）は、資源エネルギー庁（以下「当庁」という。）が報告事象を設定し、報告対象SSの運営者は、当庁の要請に基づきウェブサイト上で報告し、管理者が集計できる機能を提供すること。

③ その他の災害時（噴火、台風、洪水、豪雪、停電等）

当庁が報告事象を設定し、報告対象SSの運営者は、当庁の要請に基づきウェブサイト上で報告し、管理者が集計できる機能を提供すること。

(2) 報告対象SSの返答方法

報告対象SSの運営者が以下の方法で報告できる機能を提供すること。また、ウェブサイトを利用して、PCや、スマートフォン、フィーチャーフォン等の端末から報告できること。その際、(3)の状況報告内容（案）のように、回答項目を選択する等簡易な方法で報告できること。

① メール配信による方法

報告対象SSにメールを配信し、メール本文に専用ウェブサイトのURLを記載し、報告対象SSがそのURLにアクセスし、状況報告が可能であること。

② 専用ウェブサイトのブックマーク等による方法

万一、①のメールが届かない場合であっても、予め専用ウェブサイトのURLを報告対象SSの使用する端末のブラウザに登録ができ、災害が発生し状況報告を行う必要があるときは、その登録されたブックマークからアクセスし、状況報告が可能であること。

(3) 応答項目

以下に記載の内容の報告・集計が可能であること。また、設問内容は任意に簡易な方法で変更可能であること。また、主にスマートフォン向けに特化した報告画面、集計画面を提供すること。

【状況報告内容（案）】

1. 営業状況を報告してください

営業状況	営業可能（給油・配送可能） 営業停止（給油・配送不可） 通常営業時間外のため状況確認中
営業可能（給油・配送可能）	通常通電（自家発電機稼働なし） 停電中（自家発電機稼働中）
営業時間（災害時）	（〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）
営業停止（給油・配送不可）	現場不在で給油所等の状況を確認できていないため 給油所設備の点検待ちのため 給油所設備が損壊し修理が必要なため 燃料在庫がないため 人員不足のため 避難指示が発動されたため ローリーが被災したため（小口燃料配送拠点のみ） その他（コメントへ記載）
営業再開目安	当日中に再開予定 翌日に再開予定 2～3日後再開予定 再開不可 不明

2. 燃料の在庫状況を報告してください。

ガソリン	有（充分） 無（不足）
軽油	有（充分） 無（不足）
灯油	有（充分） 無（不足）

3. 発電機稼働訓練について

発電機稼働訓練（直近）実施月を記載	（〇）月に実施
-------------------	---------

（4）メール送信

システムで利用するIDに対して、2つ以上のメールアドレスが登録できること。また、災害発生等により、通信ネットワークが混雑している場合でも、携帯電話会社により制限されることなく、受注者からメールが送信されること。さら

に、受注者と携帯電話会社の間で輻輳規制を受けない、特定接続が行われていること。

(5) 災害の管理

- ① 同時期に発生した複数の災害に対して、複数災害事象として同時に管理ができ、事象ごとに状況報告と集計が行えること。
- ② 大規模地震が発生した場合、気象庁発表情報を元に、自動的に状況報告事象を設定するのではなく、誤報情報か否か等の情報の正確性を判断するための人的判断を行い、報告事象を設定する仕組みであること。
- ③ 同様に大規模地震の際、余震については、受注者の人的判断の下で、本震と同一の一つの事象として管理が可能であり、余震発生の際に確認メールが送信されない工夫がされていること。

(6) 管理者の機能

- ① PC、スマートフォン等からウェブサイト上で状況報告の回答状況の確認・集計が可能であること。また、集計内容は、報告段階、都道府県、報告対象SSの区分などでCSVファイルに出力可能であること。
- ② 管理者用の操作端末を限定せず、私用のPC、スマートフォン等からの操作も可能であること。
- ③ 災害時の利用以外に緊急連絡網として、管理者が設問・回答を任意に作成し、対象者を設定し、メール送信・集計可能であること。
- ④ メールを送信を実施できる管理者、データのメンテナンスを行う管理者などの管理者の権限種別を設定ができること。
- ⑤ ウェブサイト上から組織情報、ユーザー情報（報告対象者や管理者）をメンテナンスできること。メンテナンスは、CSVファイルのアップロードにより一括で登録・変更・削除が可能であること。
- ⑥ データメンテナンスの際、登録した連絡先、パスワード等を更新しない制御が可能であること。
- ⑦ 連絡先の未登録ユーザー及び無効アドレスを抽出する機能を有すること。
- ⑧ メールアドレスについては、実際のメールを送信することなく、無効アドレスの確認が月に1回できる機能を有すること。
- ⑨ 総合的な管理者となる当庁において、利用者のメールアドレスの登録状況が容易に確認可能なこと。

(7) メンテナンス

月に一度、指定した特定のシステム管理者宛に災害通知メールを送信し、正常にメールが受信されていることを確認すること。

4. 地図サービスとの連携機能

インターネット上でアクセス可能な地図サービスと連携することで、収集したSSの営業情報等を効果的かつ効率的に発信できること。ただし、地図サービスの提供内容（デザイン、検索方法等）、地図サービス上に表示する内容（給油所名、住所等）、自動連携の仕組み（更新方法、解除要件等）、自動連携できない場合の表示内容などの詳細については、当庁と協議の上、変更可能なものとする。また、災害が発生した場合を考慮した上での1日あたりの想定閲覧回数は2万回程度とする。

（1）地図サービスとの連携

① 公開用の地図サービスとの連携

平時において、PC、スマートフォン等の端末からウェブサイト上でアクセス可能な地図サービスに、2.（1）のうち当庁が必要と判断するSSの情報を表示できること。また、災害時において、平時における情報の表示に加えて、システムで収集した報告対象SSの営業状況等の内容を、報告状況や営業状況等に応じた地図サービス上のアイコンの色分けなどにより、効果的に表示できること。

② 関係者閲覧用の地図サービスとの連携

平時及び災害時において、上記①と同様の機能を有する地図サービスとして、上記①とは別に、2.（1）のうち当庁が必要と判断するSSの情報について、当庁が必要と判断する関係者のみが閲覧可能な地図サービスを提供すること。その際、当該地図サービスにアクセス可能な利用者を制限する方法も提供すること。

③ 地図サービスとの自動連携

システムで収集した報告対象SSの営業状況等の情報のうち、上記①及び②の地図サービスに表示する情報は、システムでの自動連携がされていること。また、災害時において、当庁の判断に基づき、自動連携が開始できる仕組みを備えていること。

（2）地図サービス上の表示方法

2.（1）のうち当庁が必要と判断するSSの情報が、アイコンなどでSSの住所情報等に基づきプロットされ、そのアイコンをクリックすることで、当該SSの情報等が閲覧できること。また、地図上での拡大縮小が簡易な方法で可能であること。

5. システムインフラ

（1）システムは、耐震対策、セキュリティ対策が図られたデータセンターに設置

- していること。また、データセンターは、2か所以上に配置されていること。
- (2) 相互のデータセンター間は、概ね300km以上離れていること。
 - (3) システムは、冗長構成を図り、故障によるシステム停止を回避していること。
 - (4) システムを構成する設備、回線等は受注者の資産であること。なお、電話、ウェブサイト等を用いた各ユーザー側からの送信に要する通信費用、システム側から送信されるメールの受信料及びシステム接続のためのインターネット通信料は、本サービスの費用に含まない。
 - (5) システムの提供形態は、あらかじめ当該仕様を満たしている機能を、サービスとして提供しているもの（クラウドサービス）を利用する形式とする。
 - (6) システムは24時間365日運用可能な体制であること。
 - (7) 管理者からの故障申告、問い合わせ等を電話及びメールにて、24時間365日受付可能な体制で運用していること。
 - (8) 大量の一斉メールを配信する際における輻輳対策を講じること。
 - (9) システムと連携する地図サービスは、災害時に利用が想定される十分なキャパシティを有しているサービスを選定すること。ただし、何らかの要因により地図サービスが停止した場合、当該地図サービスの提供事業者が可及的速やかに改善を図り、復旧ができ次第、関係者にその旨を伝達することができ、また復旧後に停止要因等の調査を行うことができる事業者のサービスを選定すること。
 - (10) 本サービスの内容について、契約締結後にサービスレベル合意書を提案すること。

6. 情報管理体制

- (1) 請負人は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、注文者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」（別紙1）を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、契約業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省（以下「当庁」という。）が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏

えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

7. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、当庁の担当職員（以下「担当職員」という。）の指示に従うこと。

8. セキュリティ要件

別記のとおり。

9. 操作マニュアル作成等

システムの操作方法について、容易に操作ができるよう、PC、スマートフォン等から利用する方法等について、マニュアルを作成し、作成後は報告対象SSや管理者がいつでも閲覧できる状態にすること。

10. マスタデータ作成支援

新規報告対象SSに係るマスタデータ作成を支援する。

11. 導入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

本サービスを実現可能とすること。

12. 納入物

(1) 操作説明書（報告対象SS用、管理者用）

(2) 操作説明書（データメンテナンス用）

(3) 環境設定書等

以上を、各1部電子媒体（Microsoft Word等の加工可能な形式及びPDF）で納入すること

13. 納入先

〒100—8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室（経済産業省別館3階344）

14. その他

- (1) 事業責任者、連絡窓口担当者を明確にし、随時、担当者との連絡がとれる体制を整備すること。
- (2) 当庁が改善の余地があると判断した事項については、当庁と協議等の上で改善に必要な措置を速やかに講ずること。なお、協議等を行った場合は、協議後3営業日以内に議事録を提出し、担当職員の下承を得ること。
- (3) 本作業の実施に当たっては、原則として「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/)等に記載された事項を遵守すること。また、今後契約期間中に当該文書が改定された場合には、それに従うこととするが、より良い作業の進め方について提案がある場合には、担当職員に提案、協議の上、当該提案に基づき実施してもよい。
- (4) 受注者は、経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号。）により、令和7・8・9年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
- (5) 受注者は以下に定める通り、契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出をすること
 - ①受注者は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙2「情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。
 - ②受注者は、当省が定める時期に情報資産管理標準シートを提出すること。
 - ③受注者は、当省が指定する様式について、当省が定める時期に提出すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
下請負先	F						

(※1) 受注事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

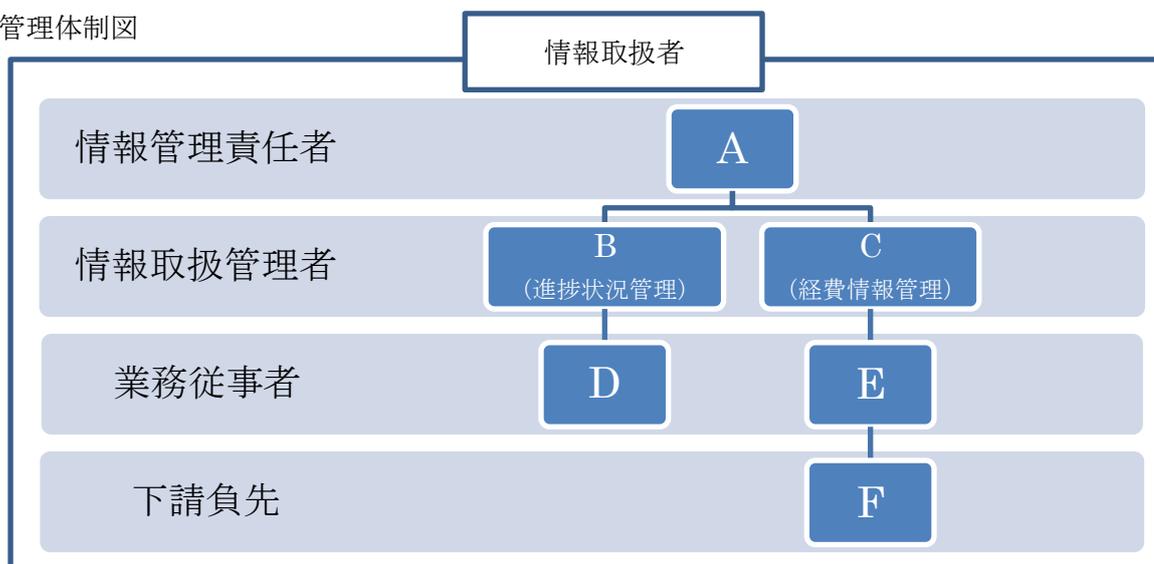
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（下請負先も含む。）
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。